

沿岸広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年7月5日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市新川町91番8地先から上鼻二丁目40番1地先まで	新	A m 36.0～16.0	m 4,060.0
宮古市藤原三丁目106番3地先から松山第7地割2番8地先まで		B m 166.99～14.0	m 3,856.0
宮古市新川町91番8地先から上鼻二丁目40番1地先まで	旧	A m 36.0～16.0	m 4,060.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成25年7月5日から同年8月5日まで